



第2次ふびサンサンプラン

【富士河口湖町 男女共同参画計画】

男女共同参画の推進により、
誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現



平成28年3月
富士河口湖町

はじめに

近年、少子高齢化の進展、それに伴う生産年齢人口の減少、家族形態やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。こうした中、豊かで活力のある社会を築くためには、男女がお互いの人権を尊重し喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。



本町では、平成19年3月に「富士河口湖町男女共同参画計画（ふじサンサンプラン）」を策定、平成23年3月には「富士河口湖町男女共同参画推進条例」を制定し、様々な取組みを積極的に進めてまいりました。その結果、平成27年度の住民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」のように、性別によって役割を固定的に分ける考え方に反対であるという人は増えてきていますが、「男女共同参画社会」という言葉の認知度が低いことや、女性エンパワーメントの推進などの課題も残されました。

また、国では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍や、仕事と生活の調和を始め、女性に対するあらゆる暴力の根絶、困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立等の施策も推進しています。

このような国の動向や社会情勢の変化、住民意識調査の結果などを踏まえ、「第2次富士河口湖町男女共同参画計画（第2次ふじサンサンプラン）」（平成28年度～平成37年度）を策定しました。

今後は、この計画に基づいて、誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現を目指し、一步ずつ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、ご尽力いただきました富士河口湖町男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

富士河口湖町長 渡辺 喜久男

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の基本目標	3
3 施策の体系	4
第3章 計画の内容	6
【基本目標1】誰もがお互いに尊重・理解し合えるまち	6
(1) 人権尊重と男女共同参画に関する意識の啓発	9
(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進	10
(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	11
【基本目標2】誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、 地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち	12
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	20
(2) 地域社会における男女共同参画の促進	21
(3) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保【女性活躍推進計画】	22
(4) 女性の就労の場における活躍への支援【女性活躍推進計画】	23
(5) 仕事と生活の調和【女性活躍推進計画】	24
【基本目標3】誰もが安心して快適に暮らしていけるまち	26
(1) 生涯にわたる健康づくりの推進	29
(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶【DV防止計画】	30
(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	31
第4章 計画の推進体制	32
1 庁内の推進体制	32
2 計画の進捗管理	32
3 国・県・関係機関等との連携	32
資料編	33
1 男女共同参画社会基本法	33
2 男女共同参画社会に関する法律と目的	38
(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	38
(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	39
(3) ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	40
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	41
3 第2次ふじサンサンプラン策定経過	42
4 富士河口湖町男女共同参画推進委員会 委員名簿	43

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査によると、「男女共同参画社会」という言葉を知っている人は、平成7年には10.3%、平成24年には63.7%でした。この認知向上からも、社会的に男女共同参画に対する関心は高まってきていることがわかります。

男女共同参画が推進されるようになった理由の一つに、昔に比べて女性が働く機会が大幅に増加したことが挙げられます。それまで家事・育児を主としていた女性が働きに出るようになったことで、家庭で家事・育児を担う人材が不足しました。しかし、家事・育児は日々の生活で欠かすことのできない活動なので、誰かが行う必要があります。その矛先が向いたのは、やはり女性でした。働く女性が帰宅してから家事・育児を行う、または働くことを諦めて家事・育児を行うようになり、疲労やストレスで、女性の負担が大きくなったことは言うまでもありません。また、家庭の外でも、子どもを預ける場所がなく働くことができなかつたり、残業が多く家事・育児が疎かになったりするなど、家庭内だけでなく、社会的にもそれまでの家事・育児のすべてを女性に任せる考え方では通用しなくなってきました。

もちろん、男女共同参画は、女性の負担軽減や社会における女性の地位向上だけを目的としているわけではありません。男性も女性も、性別にかかわらず、人生におけるあらゆる選択を自由に行うことができるよう、生き方や働き方に多様性をもたせ、また、周囲がそれを尊重し、支援できるような社会とすることが、男女共同参画の真の目的です。

本町では、平成18年度に「ふじサンサンプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。この度、現行計画が最終年度を迎えることから、本町の現状と課題を把握するとともに、国や山梨県の動向を踏まえながら、現行計画を見直し、新たに「第2次ふじサンサンプラン」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- ◆ この計画は、男女共同参画社会基本法 第14条の3項 及び 富士河口湖町男女共同参画推進条例 第10条に基づく基本計画であり、「女性活躍推進計画」及び「DV防止計画」を包含し、地域住民や地域、企業、行政がそれぞれ連携を図りながら、本町における男女共同参画を推進するための施策の方向性を定めた計画です。
- ◆ この計画は、国の「第4次男女共同参画計画」、山梨県の「第3次山梨県男女共同参画計画」、上位計画である「富士河口湖町第1次総合計画後期基本計画」やその他関連計画と整合性をとりながら策定した計画です。
- ◆ この計画は、平成18年度に策定した「ふじサンサンプラン」を見直し、施策の推進状況や社会情勢、ニーズの変化、富士河口湖町男女共同参画に関する意識と実態調査の結果を踏まえて、「第2次ふじサンサンプラン」として策定した計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度～平成37年度の10年間とします。ただし、社会情勢や法制度の変更など、人々を取り巻く状況が著しく変化した場合は、必要に応じて期間内でも見直す可能性もあります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

◆ 基本理念 ◆

男女共同参画の推進により、 誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現

男女共同参画社会の実現が求められている背景の一つに、「男性は外へ出て仕事をし、女性は家で家事・育児をする」といった昔ながらの性別による役割分担の考え方が根強く残っていることが挙げられます。様々な分野で目覚ましい発展を遂げた現代にとって、この考え方は日常生活や将来の展望などにおけるあらゆる選択の幅を狭めるものでしかなく、早急の見直し、意識の改善が必要とされています。

すべての人間に人権が認められているように、私たちは幸福な生活を送るための権利が保障されています。しかし、性別にとらわれて活動が制限されてしまうことは、果たして幸福な生活と言えるのでしょうか。一人ひとりが進む道を選択・決定でき、他者もその選択・決定を認めて支えていくことができるよう、今一度、人権や男女共同参画について関心をもち、理解を深めていく必要があると思われまます。

また、近年では女性の社会進出が目覚ましく、働く女性も珍しくなくなりました。その一方で、女性に対して家事・育児を担うことを期待する風潮は未だに存在します。加えて、性別で能力を判断していた過去の名残から、政策や方針決定の場や地域活動に参画する女性は依然として多くはありません。女性であっても、家族や職場などの協力や理解を得ながら、一人ひとりの意思が尊重されるよう、社会が変わっていかねばなりません。

さらに、一人ひとりの選択・決定が実現した生活がより安定し、充実したものとなるよう、私たちは日々健康を維持できるよう努めていく必要があります。あわせて、近年メディアに取り上げられることが多くなったドメスティックバイオレンス(DV)についても、当事者間の問題として捉えるのではなく、老若男女が根絶に向けて強い意志をもてるよう啓発していかねばなりません。また、行政としても、高齢者や障害のある人、子どもを含む、すべての住民が住みやすいと思える町となるよう、生活環境のさらなる整備に努めていきます。

これらを踏まえ、本町では、本計画の基本理念を【男女共同参画の推進により、誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現】としました。

2 計画の基本目標

【基本目標 1】誰もがお互いに尊重・理解し合えるまち

すべての人間には、生まれながらにして人権が認められています。これによって、すべての人間は幸福な生活を送るために必要な最低限の権利は保証されていることとなります。もし性別によって役割を決められてしまうとすれば、男女ともに活動が制限され、思うような生活を送ることができなくなることも十分考えられます。そのため、性別による括りではなく、幸福な生活に向けて一人ひとりが選択・決定できるよう、今よりも人権や男女共同参画に関心をもったり、他者や他者の選択・決定について理解したりできるように啓発していきます。

【基本目標 2】誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、 地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち

女性の社会参加が当たり前になってきていることも、性別による役割分担の考え方の見直しを必要とする一つの理由です。数十年前と比較すると、大学に進学する女性や働く女性が増えました。しかし、このような女性の社会参加の裏で、未だに女性が家事・育児を担うことを期待されている風潮があります。その結果、家事・育児と仕事の両立が難しいために就労意欲はあっても働けない女性や家事・育児を理由にやりたい職業にチャレンジできなかったり、仕事量をセーブしたりしなければならなくなる女性なども多くいると思われます。

また、これは仕事と家庭の両立における女性の就労機会の問題だけではなく、政策決定の場や地域活動への女性の参画や職場における女性の待遇などといった多岐にわたる問題であるため、女性自身のエンパワーメントの促進を含め、あらゆる分野において、意思決定の場における男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

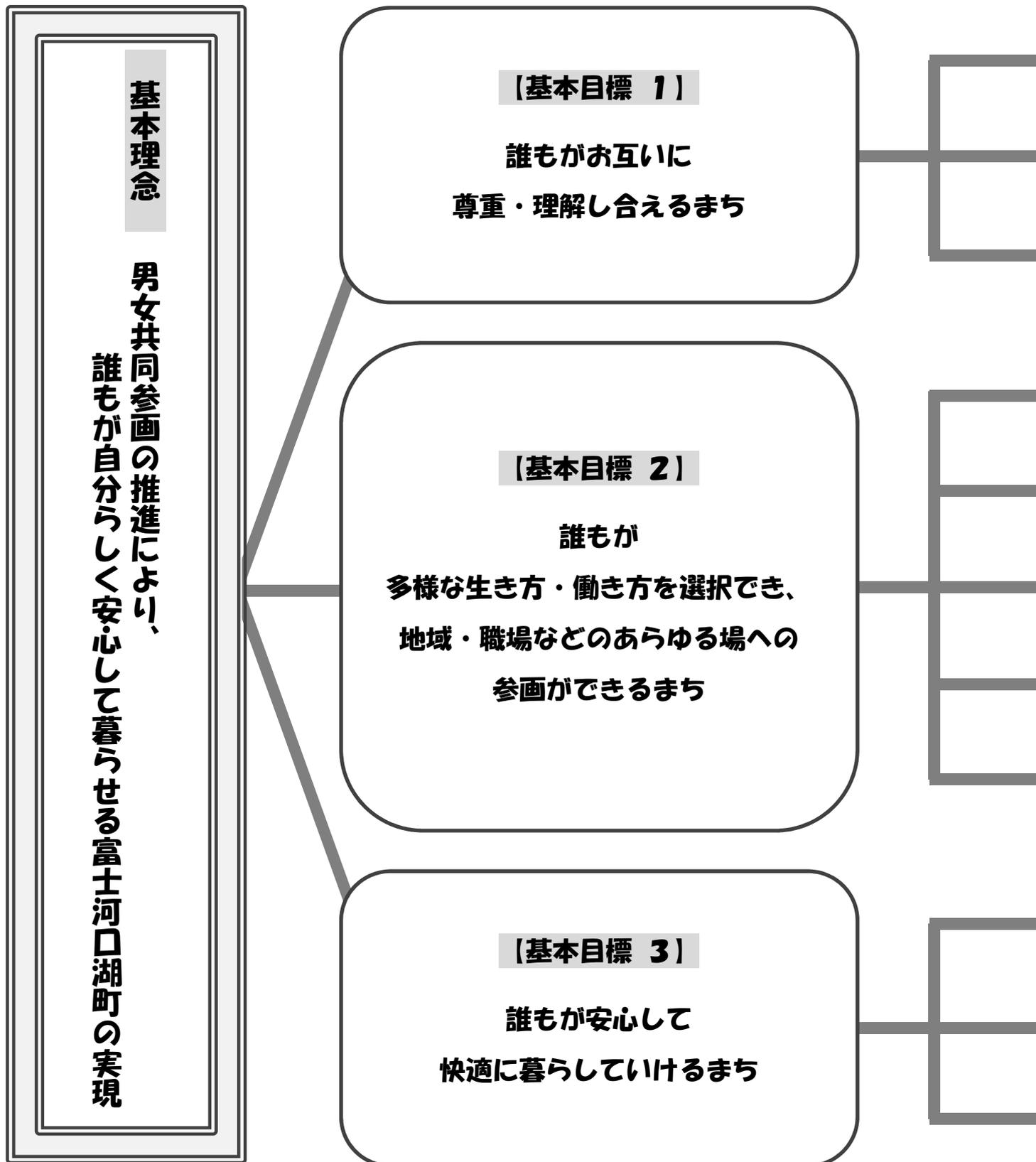
【基本目標 3】誰もが安心して快適に暮らしていけるまち

すべての人が一人ひとりの選択・決定が可能な社会になったとしても、その生活が不安や危険に脅かされるものであってはなりません。生きていく上で最も重要な健康の維持はもちろんですが、身体的な健康だけでなく、近年関心が高まっているこころの健康の維持についても取り組んでいく必要があります。

また、男女間の身体的・精神的な暴力としてドメスティックバイオレンス（DV）がメディアで取り上げられることも多くなっていますが、これは当事者間だけの問題ではありません。家族や友人・知人が異変に気が付いて対応することで防げる被害も多くあります。すべての人が暴力根絶に向けて強い意志をもてるようにするとともに、被害者に対する相談・支援体制を充実させていきます。

加えて、高齢者や障害のある人、子ども、妊婦、ひとり親家庭などを含む、すべての住民が住みやすい町となるよう、行政として生活環境の整備や社会参画の機会の提供などに努めていきます。

3 施策の体系



施策の基本方向

具体的な取組・施策

(1) 人権尊重と男女共同参画に関する意識の啓発

- ①人権教育の推進
- ②人権に関する啓発活動等の充実
- ③あらゆる機会における広報・啓発活動の充実
- ④男女共同参画の啓発事業の推進
- ⑤男女共同参画フォーラムの開催

(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- ①多様な選択を可能にする教育の充実
- ②家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発
- ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進
- ④有害環境浄化活動の推進

(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

- ①両親学級の充実
- ②男性の料理教室の開催
- ③男性の家事・育児への参画促進
- ④父親の子育て行事への参加促進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ①町の審議会・委員会等への女性の参画促進
- ②地域における政策・方針決定過程への若い世代や女性の参画促進
- ③女性の登用についての啓発及び情報提供

(2) 地域社会における男女共同参画の促進

- ①地域活動に関する情報や機会の提供
- ②ボランティアスタッフ協力活動の推進
- ③生涯学習人材バンクの充実
- ④男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備
- ⑤異文化交流事業の推進

(3) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

- ①各種労働関係法の雇用者・被雇用者双方への情報提供
- ②職場における男女平等意識の啓発
- ③セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発

(4) 女性の就労の場における活躍への支援

- ①女性職員の活躍の推進
- ②女性の再就職への支援
- ③農業・自営業における女性の参画促進
- ④女性の起業活動に対する情報提供

(5) 仕事と生活の調和

- ①ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進
- ②事業主や従業員に対する働きかけ
- ③町職員に対する育児休業・介護休業の取得の推進
- ④地域における子育て支援の充実
- ⑤多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
- ⑥介護体制の拡充及び介護者支援の充実

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

- ①健康に関する意識啓発の充実
- ②ライフステージに応じた健康診査・各種検診
- ③保健指導・健康相談の充実
- ④性と生殖に関する女性の健康と権利の普及・啓発
- ⑤男女共同参画に関するセミナーの充実

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ①ドメスティック・バイオレンス等の防止のための周知と啓発
- ②被害者への相談・支援体制の充実
- ③住民基本台帳事務における支援措置の実施

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ①女性なんでも相談に関する相談体制の充実
- ②ひとり親家庭への支援
- ③障害のある人への社会参画の促進
- ④高齢者の生きがい活動・社会参加の促進
- ⑤介護予防サービスの充実

第3章 計画の内容

【基本目標1】誰もがお互いに尊重・理解し合えるまち

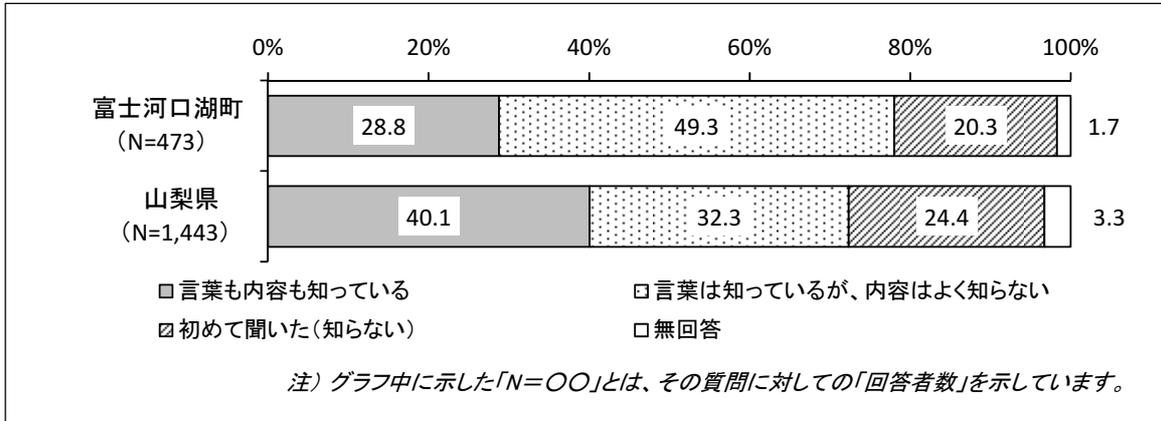
生まれながらにして認められる人権により、私たちは幸福な生活を送ることができるとされています。その一方で、性別や国籍、宗教、容姿、能力、意見などの様々な分野で自分と他者とを比較し、その違いを認められないことによる差別や偏見があることも事実です。時にはそれが争いを巻き起こし、国際的にも大きな問題となっています。身近なところでいえば、他者への暴力や虐待、いじめなどがあります。性別に関しては、女性に家事・子育てのすべてを任せることや、女性であるということだけで能力を低くみられることなどがあります。

本町では、教育や啓発活動を通じ、人権や男女共同参画について住民の理解を深められるよう努めていきます。また、男女共同参画に欠かせない男性の意識の改革にも取り組み、誰もがお互いに尊重・理解し合えるまちにしていきます。

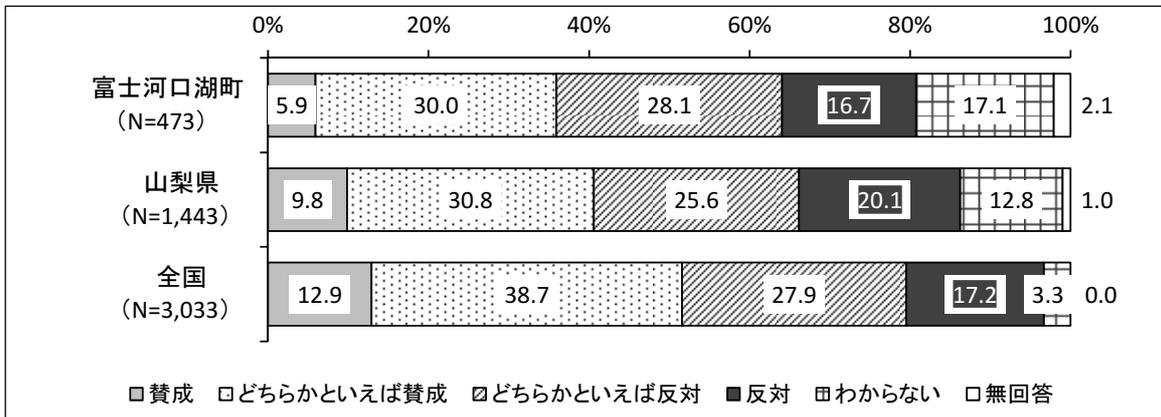
現状と課題

- **【「男女共同参画社会」の認知度】** 名前も内容も知っている人が3割未満と少なく、山梨県より11.3ポイント低くなっています。より認知してもらえよう、広報や教育を通じた周知と啓発が必要です。【図1】
- **【「夫は外で働き、妻は家で家庭を守るべきである」という考え】** この考えに賛成と回答した人は5.9%と、全国の半分以下になっています。今後も根強く残る性別による役割分担の考え方が改善されるよう、子どもからお年寄りまでのすべての人を対象とした周知・啓発を行っていきます。【図2】
- **【男女共同参画社会を実現するためにできること】** は、男女ともに「男女が互いに対等な存在として尊重する意識を持つ」が6割を超えて最も多くなっています。男女が互いに尊重する意識を持つことの大切さがさらに理解され、実行されるようになるよう、取り組んでいく必要があります。【図3】
- **【男女共同参画に関する言葉の認知度】** 『山梨県男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合・ぴゅあ峡南・ぴゅあ富士）』とこの計画である『ふじサンサンプラン（富士河口湖町男女共同参画プラン）』の2項目が、男性より女性の方が10ポイント以上高くなっています。この計画の認知度はまだ3割程度であることから、男女共同参画についての周知・啓発の機会に、この計画についても周知を図ります。【図4】
- **【男性が家事などに参加するために必要なこと】** 「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が半数を超えて多く、特に女性において多くなっています。現状家事などは女性が担っていることが多いため男性は参加しにくいかもしれませんが、この結果をみると女性に何をすれば良いかを尋ねるなど、コミュニケーションをとることから始める必要があります。【図5】

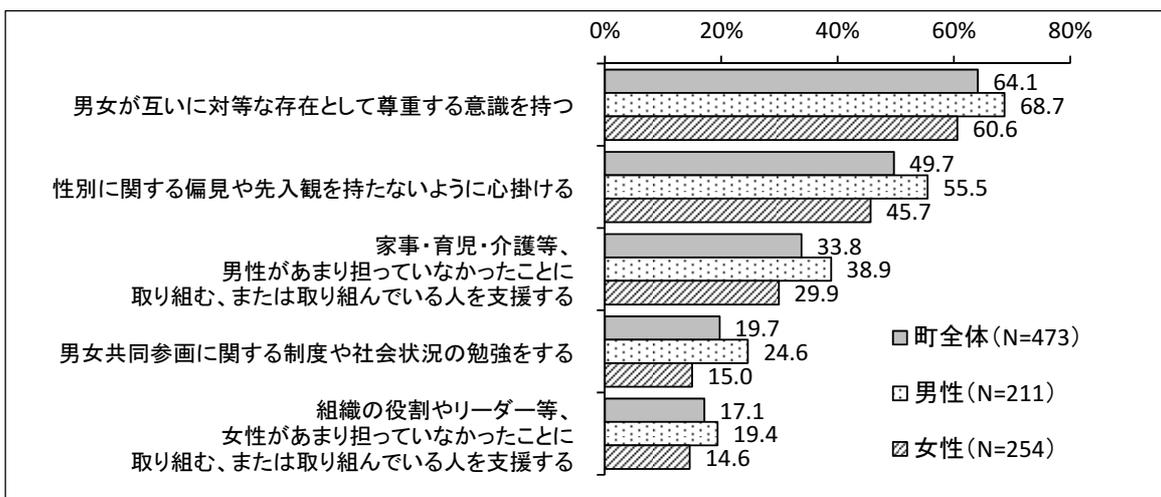
【図1】「男女共同参画社会」の認知度



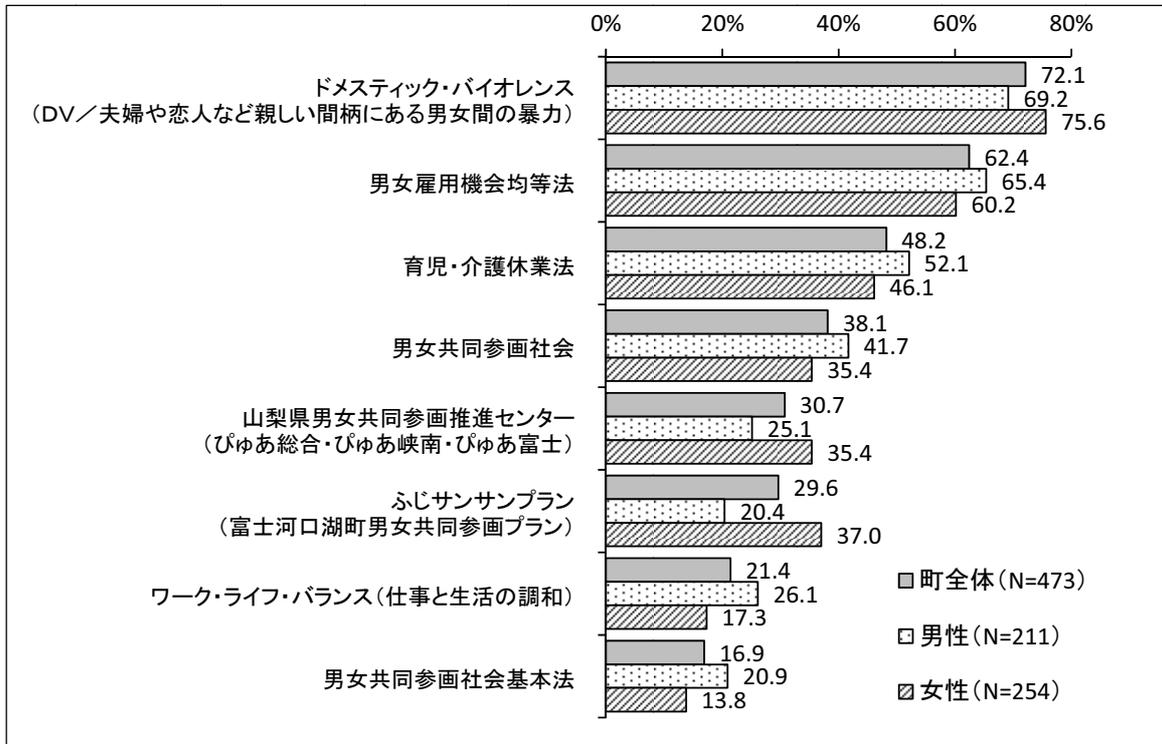
【図2】「夫は外で働き、妻は家で家庭を守るべきである」という考え



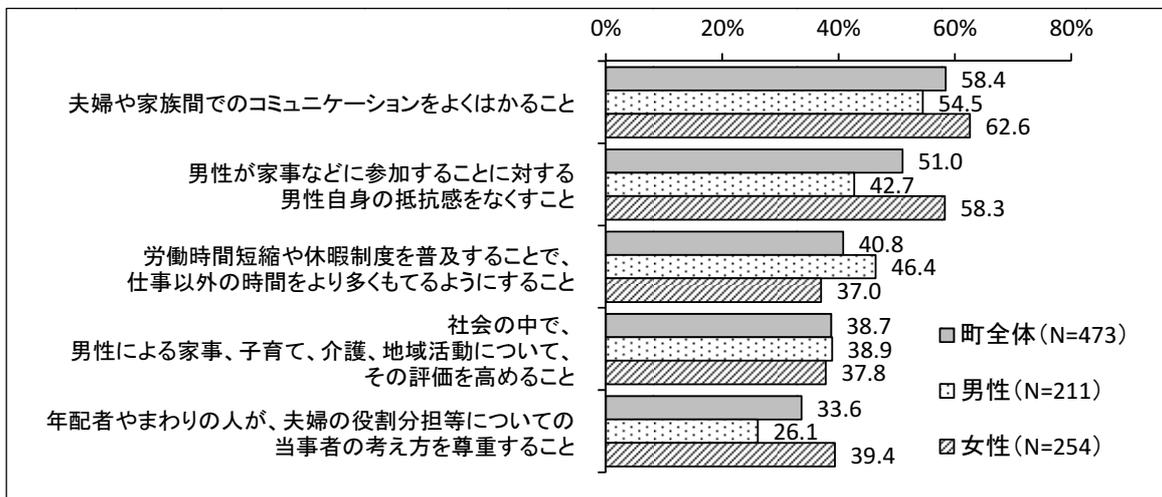
【図3】男女共同参画社会を実現するためにできること（全体上位5位のみ抜粋）



【図4】男女共同参画に関する言葉の認知度（性別による差が5.0ポイント以上の項目のみ抜粋）



【図5】男性が家事などに参加するために必要なこと（全体上位5位のみ抜粋）



施策の基本方向

(1) 人権尊重と男女共同参画に関する意識の啓発

男女共同参画社会を実現していく土壌として、より多くの町民が、個人の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮することができ、男女がともに自立して社会のあらゆる分野に参画・参加していくことの重要性を認識する必要があります。そのため、様々な機会・媒体を活用し、幅広い年齢層を対象に身近で分かりやすい意識啓発を行います。

具体的な取組み・事業		担当課
1	<p>人権教育の推進</p> <p>全ての教育活動において、自他のよさを感じ取り、お互いに認め合い、思いやりを持って生きる子どもの育成の視点をもって、教育活動を推進します。</p>	学校教育課
2	<p>人権に関する啓発活動等の充実</p> <p>いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力等人権侵害を被害者からの相談申告を受けて、調整、調査、処理を対応していきます。また、人権意識を高めるための啓発活動及び子ども対象の人権教室を実施します。</p>	福祉推進課
3	<p>あらゆる機会における広報・啓発活動の充実</p> <p>町のホームページや「広報 富士河口湖」、その他各種情報誌などのあらゆる媒体や機会を通じて、『第2次ふじサンサンプラン』に関する周知や広報を進め、男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努めます。</p> <p>特に、毎月発行している「広報 富士河口湖」においては、読者層を広げ、幅広い周知を進めるために、若い世代等の視点も取り入れ、一人でも多くの町民に手に取ってもらえるように記載内容を工夫します。</p>	政策財政課 生涯学習課
4	<p>男女共同参画の啓発事業の推進</p> <p>男女共同参画に関する意識の向上を図るため、小・中学生及び一般・保育所保護者を対象に、男女共同参画の「標語・俳句・川柳」等の募集を行い、より多くの町民の応募に繋がるよう、分かりやすい募集テーマを設定するとともに、町のホームページ等で広報します。</p> <p>また、入賞作品を印字したポケットティッシュ等の配布品を作成し、町のイベント・成人式・フォーラム等の際に配ることで、効果的な啓発活動を行います。</p>	生涯学習課
5	<p>男女共同参画フォーラムの開催</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、啓発することを目的に、町民と一体となったフォーラムを開催します。男女共同参画について、一人でも多くの町民が関心を持って理解できるよう内容の充実を図り、今後も継続して町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。</p>	生涯学習課

第2次ふじサンサンプラン

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
「男女共同参画社会」という用語の認知度 *町民アンケートで「言葉も内容も知っている」と回答した割合	28.8%	→ 50.0%
「ふじサンサンプラン」の周知度 *町民アンケートで「ふじサンサンプラン」を知っていると回答した割合	29.6%	→ 50.0%
「富士河口湖町男女共同参画推進条例」の周知度 *町民アンケートで「富士河口湖町男女共同参画推進条例」を知っていると回答した割合	28.3%	→ 50.0%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合 *町民アンケートで、「反対」と回答した割合	16.7%	→ 30.0%

(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校教育等においては今後も継続して、男女共同参画の視点に立った性別にとらわれない人権尊重に基づく教育を推進します。また、各ライフステージに応じた男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

具体的な取組み・事業		担当課
1	多様な選択を可能にする教育の充実 小中学校における全ての教育活動において、子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活等について、性別にとらわれず主体的に多様な選択ができるよう、指導の充実を図ります。	学校教育課
2	家庭生活における男女共同参画に関する意識啓発 各種講座や研修会などの学習機会、町のホームページ、「広報 富士河口湖」、その他各種情報誌など、あらゆる機会や手段を活用して、家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。	生涯学習課
3	男女共同参画の視点に立った社会教育の推進 公民館や子ども未来創造館を中心に、乳幼児から高齢者を対象に、男女共同参画意識を高める様々な生涯学習の機会を提供します。	生涯学習課
4	有害環境浄化活動の推進 山梨県教育委員会の活動にあわせて、書店等の陳列管理調査やゲームセンター、カラオケなど実態調査を実施します。	生涯学習課

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
学校教育の場において、男女が平等と思う割合 *町民アンケートで「男女平等になっている」と回答した割合	52.2%	→ 67.0%

(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画の実現は、男性にとっても重要な意義を持つものです。生涯を通じて、男性が仕事だけでなく、家庭や地域でもいきいきと暮らしていくためには、仕事中心の従来のライフスタイルから脱却し、家庭・地域・仕事のバランスがとれた生活に転換していくことが大切です。そのため、男性にとっての男女共同参画の意義の正しい理解浸透を図ります。

具体的な取組み・事業		担当課
1	<p>両親学級の充実</p> <p>これから父親、母親になる男女を対象とした両親学級を開催し、妊娠・出産・育児について正しい知識の普及・啓発を行うとともに、妊娠中の不安の軽減、妊婦同士の交流、及び父親が育児に積極的に参加できるよう支援します。</p>	健康増進課
2	<p>男性の料理教室の開催</p> <p>ジェンダーや習慣にしばられることなく、家庭人として男性も家庭生活を担う一員であるという自覚を持ち、自立した生き方をするための一歩となるよう、男性を対象とした料理教室などを開催します。</p>	生涯学習課
3	<p>男性の家事・育児への参画促進</p> <p>“カジダン・イクメン”の写真の展示会を通じて、父親の家事・育児への参画や仕事優先になりがちな男性の働き方の見直し、男女が協力して子育てすること等の啓発活動を実施します。</p>	生涯学習課
4	<p>父親の子育て行事への参加促進</p> <p>幼稚園や保育所などの情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する意識啓発を促進します。</p>	福祉推進課

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
家庭生活において、男女が平等と思う割合 <small>*町民アンケートで「男女平等になっている」と回答した割合</small>	26.6%	→ 40.0%



【基本目標2】誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、 地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち

昔ながらの考え方で、男性は外で仕事をし、女性は家庭で家事・育児をするというものがあります。また、昔からの習慣により、地域の会合などへの参加者が男性に偏っていることもあります。しかし、時代は変化し、働く女性が多くなっていることで、女性が家事・育児のすべてを行うことは難しくなりました。逆に就労意欲はあるものの、家事・育児をしなければならないために就労できない女性もいます。また、能力はあるにもかかわらず、女性だからということで重要な役に付くことができない女性もいます。これらの問題を解決し、すべての人が生き方・働き方を選べるようにするためには、男性の意識改革はもちろんのこと、地域や企業、社会が家事・育児をする男性や、働いたり、地域の会合などへ参加したりする女性など、性別にとらわれない生き方や個々の能力を認めるように変わっていく必要があります。

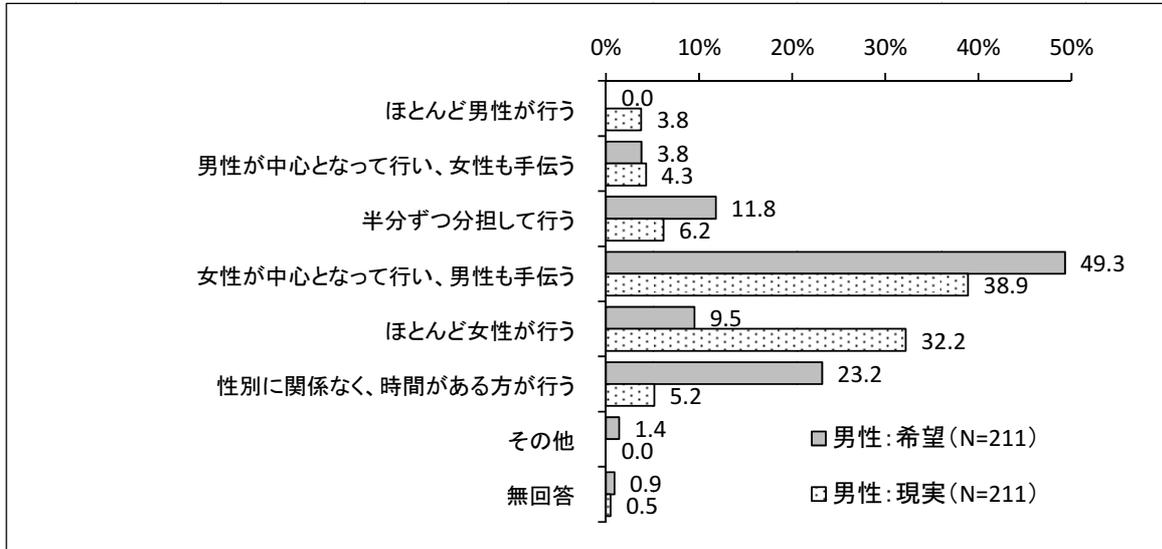
本町では、町政への女性の参画を推進するとともに、地域や企業への男女共同参画の推進を呼びかけていくことで、誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまちとしていきます。

現状と課題

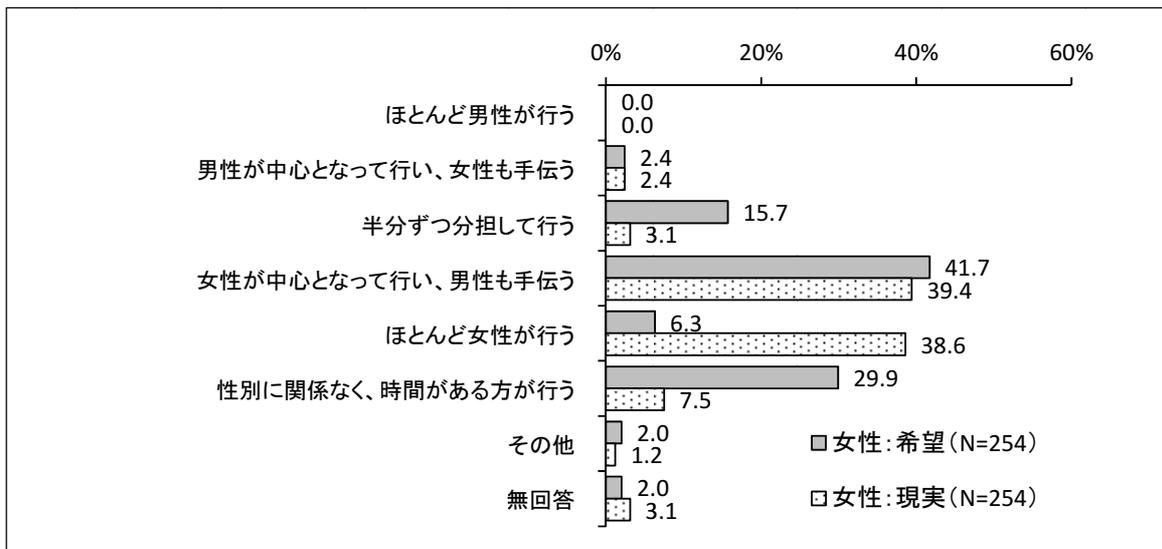
- **【家事分担】**男女ともに希望は「女性が中心となって行い、男性も手伝う」、「性別に関係なく、時間がある方が行う」が多く、現実には「女性が中心となって行い、男性も手伝う」、「ほとんど女性が行う」が多くなっています。「女性が中心となって行い、男性も手伝う」については特に女性において概ね希望通りとなっていますが、「性別に関係なく、時間がある方が行う」については男女ともに20ポイント程度の差がみられ、希望と現実には大きな差がみられます。このことから、お互いを思いやって積極的に家事に取り組んだり、男女ともに家事を行う時間が確保できるように職場の理解を得たりするなどしていく必要があります。【図6・7】
- **【生活の優先度】**男女ともに希望は「『仕事』と『家庭生活』が優先」が最も多くなっていますが、現実には男性において「『仕事』が優先」、女性においては「『家庭生活』が優先」が多くなっています。このことから、男性は家庭生活に、女性は仕事にもっと取り組むことができるよう、性別による役割分担の考え方をさらに改善していく必要があります。【図8・9】
- **【女性の役員が不在であること】**「女性の役員を増やすべき」との回答は、女性より男性に多くなっており、「女性の役員が増えた方がよい」（女性の役員を増やすべき＋女性の役員が増えた方がよいが、無理だと思う）は男性において70.7%、女性において58.7%となっています。男性の意識については概ね良好であることから、女性の役員を増やすためには女性がもっと積極的に役員を引き受けるようになる必要があります。【図10】

- **【女性が働くこと】**「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が山梨県や全国より少なく、「結婚や出産に関係なく、ずっと職業を続ける方がよい」が山梨県や全国より多くなっています。また、この2項目で全体の7割以上を占めていることから、女性の再就職支援や産休・育休、時短勤務の充実、保育施設の充実などに取り組み、どちらを選ぶこともできるような体制としていかなければなりません。【図 11】
- **【女性が働く上での障害】**「結婚・出産退職等の慣行」、「育児・介護休暇が取得しにくいこと」が半数を超えて多くなっています。また、「長時間労働や残業」、「育児・介護施設の不足」、「雇用形態にパートタイムや臨時雇いが多いこと」も3割を超えており、就労環境の整備だけでなく、福祉サービスの充実など多岐にわたる障害を改善していく必要があります。【図 12】
- **【セクハラ】**「セクシャル・ハラスメントを受けたことがある」人は5.5%と僅かではありますが、存在しています。また、「セクシャル・ハラスメントを受けた人から相談されたことがある」、「身近に「セクシャル・ハラスメントを受けた人がいると聞いたことがある」と回答した人もいることから、被害者はもっと多いものと思われます。セクハラだけでなくパワハラなどの職場における様々なハラスメントの周知を進め、未然の予防と相談や支援体制の充実にも努めます。【図 13】
- **【防災・災害復興対策における性別に配慮した対応】**「必要がある」が54.3%と半数を超えて最も多く、性別でみても男女ともに半数を超えて最も多くなっています。また、『必要がある』（必要がある＋どちらかといえば必要がある）は7割強となっており、今から取り組めるものについては早急に取り組んでいきます。【図 14】
- **【災害対策に必要な事項】**「備蓄品について女性や介護者、障害者の視点を入れる」、「町の防災会議や災害対策本部に女性の委員・職員を増やす」が半数を超えて多くなっています。男性は、「町の防災会議や災害対策本部に女性の委員・職員を増やす」、「地域防災拠点の運営に女性も参画できるようにする」、「日ごろからの男女平等、男女共同参画意識を高める」が女性より多く、女性は「備蓄品について女性や介護者、障害者の視点を入れる」、「避難所マニュアルなどをつくり、女性や子どもが安全に過ごせるようにする」が男性より多くなっており、性別によって必要な事項に差がみられます。また、災害対策は早めから取り組み、備えることが重要であることから、優先順位をつけながら早急に取り組んでいくようにします。【図 15】
- **【男女共同参画社会を実現するための行政の取組み】**「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が半数を超えて多くなっています。これらのことに対するニーズが高いことから、行政として企業に休暇制度や時短勤務制度などの充実を求めます。また、行政が実施している各種サービスの充実を図っていきます。【図 16】

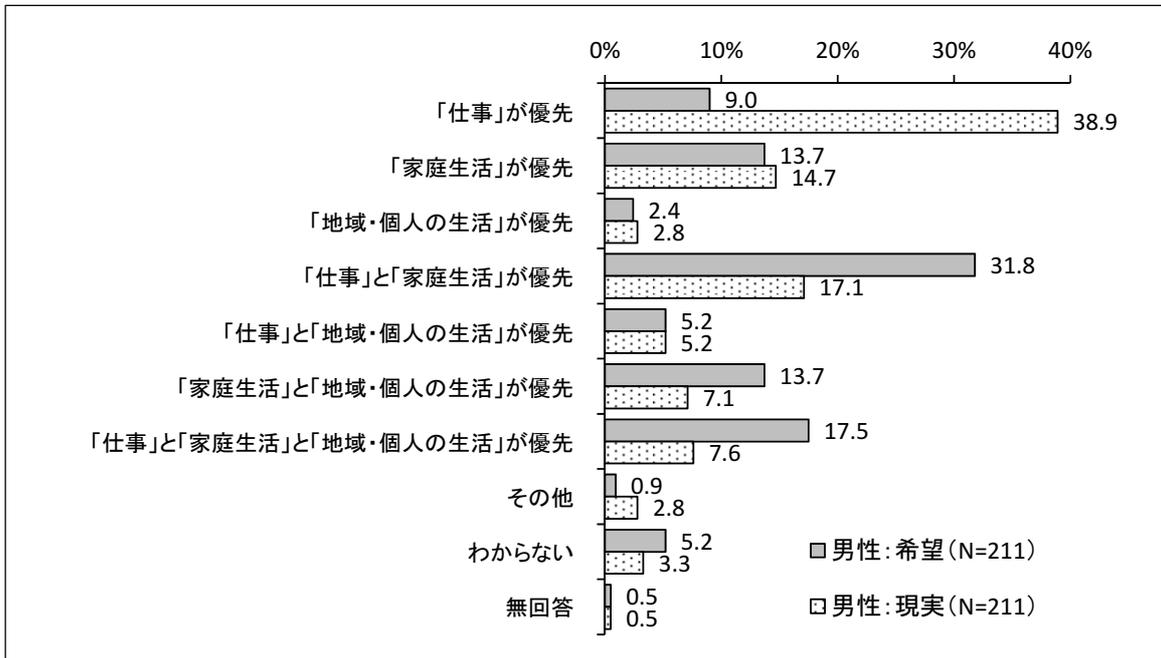
【図6】家事分担（男性）



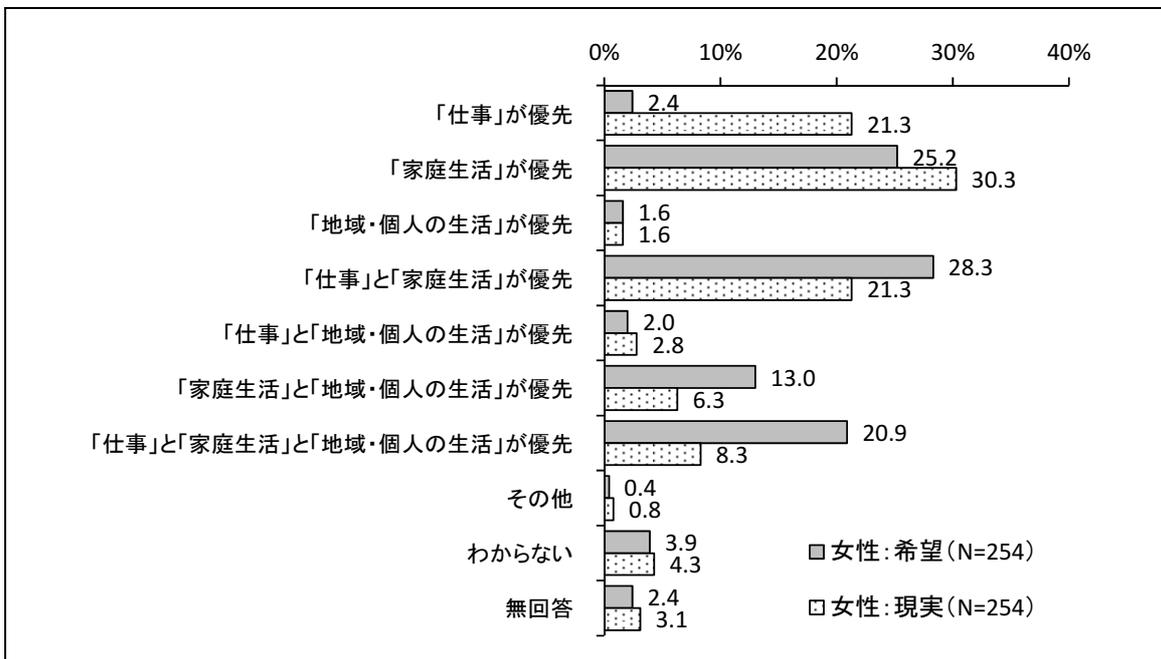
【図7】家事分担（女性）



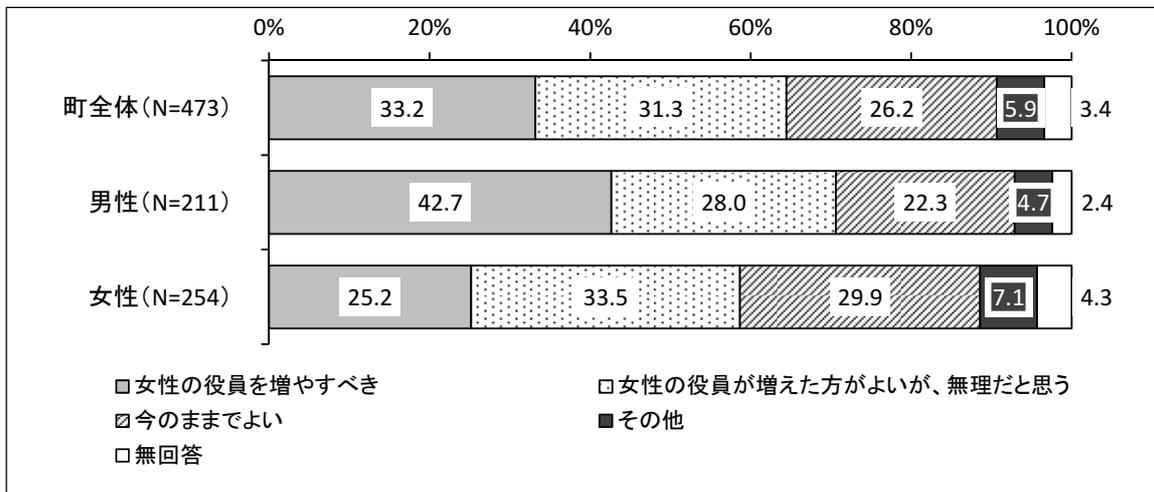
【図8】生活の優先度（男性）



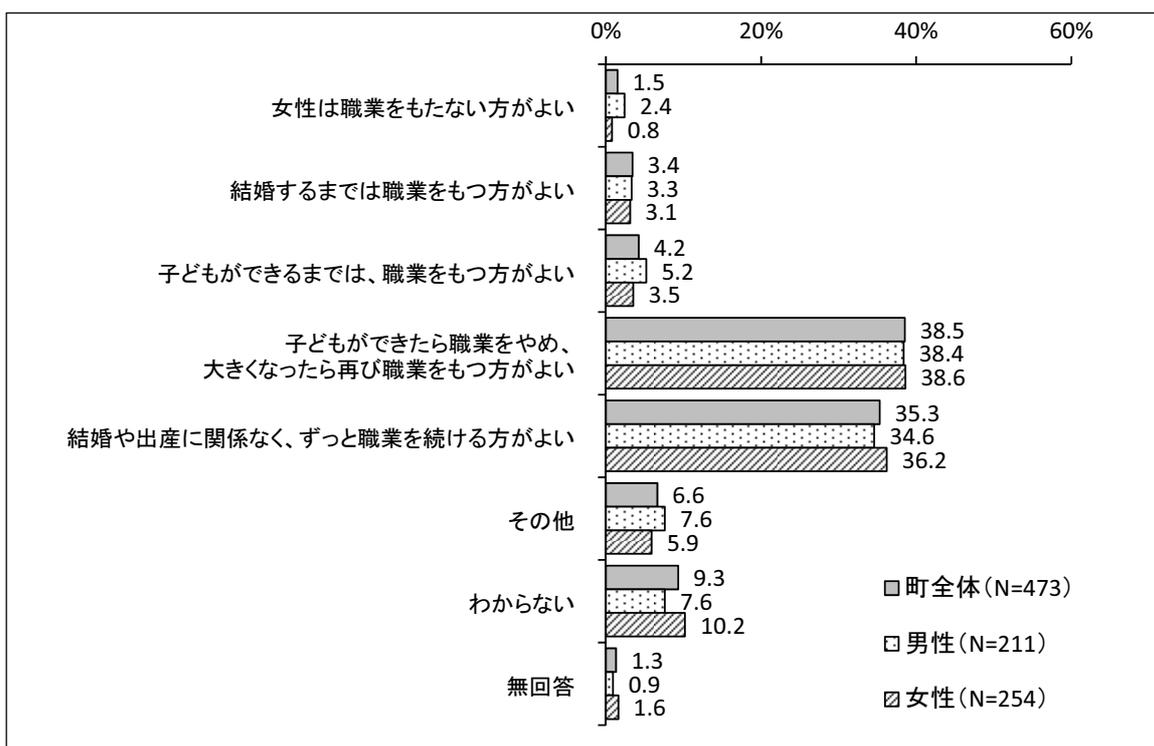
【図9】生活の優先度（女性）



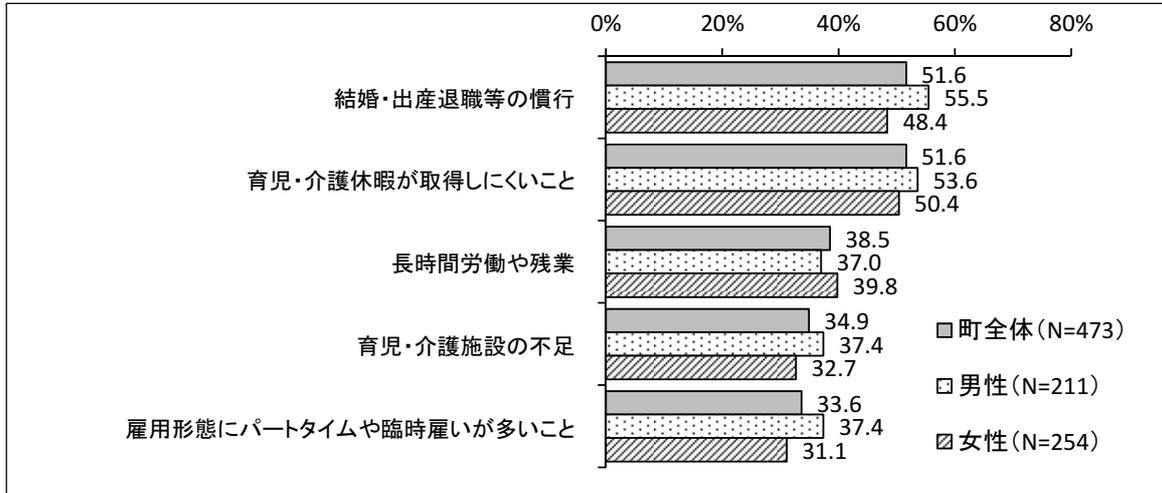
【図10】女性の役員が不在であること



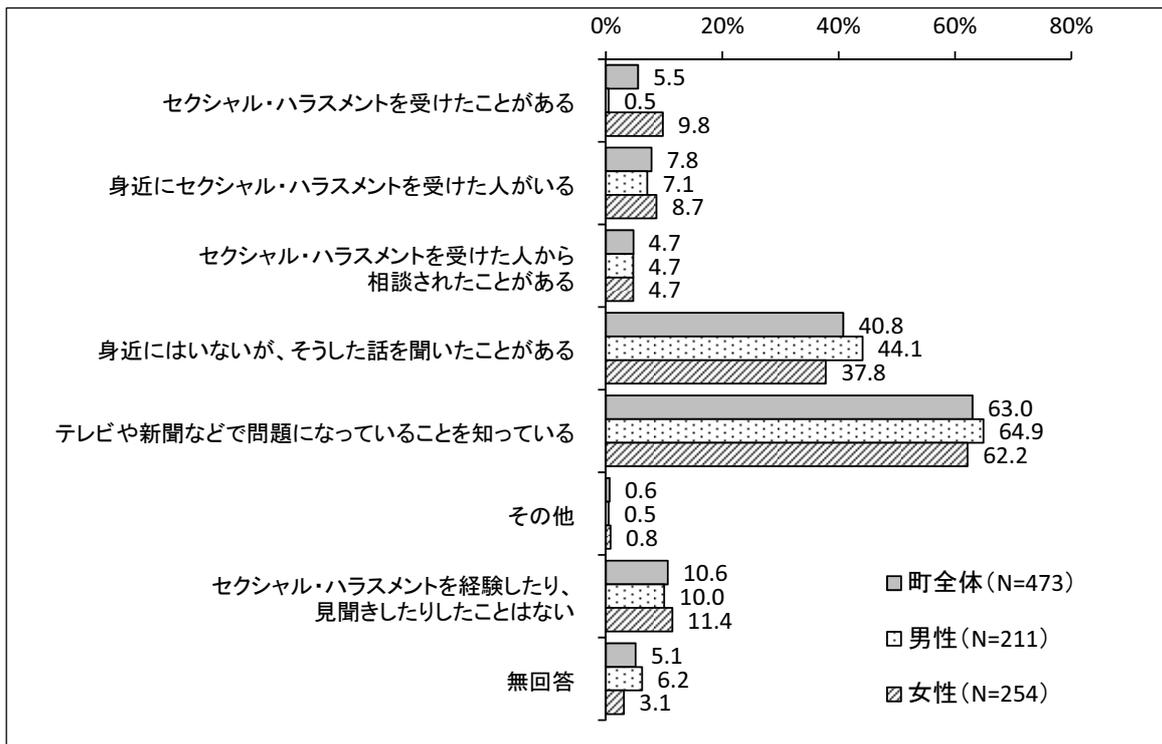
【図11】女性が働くこと



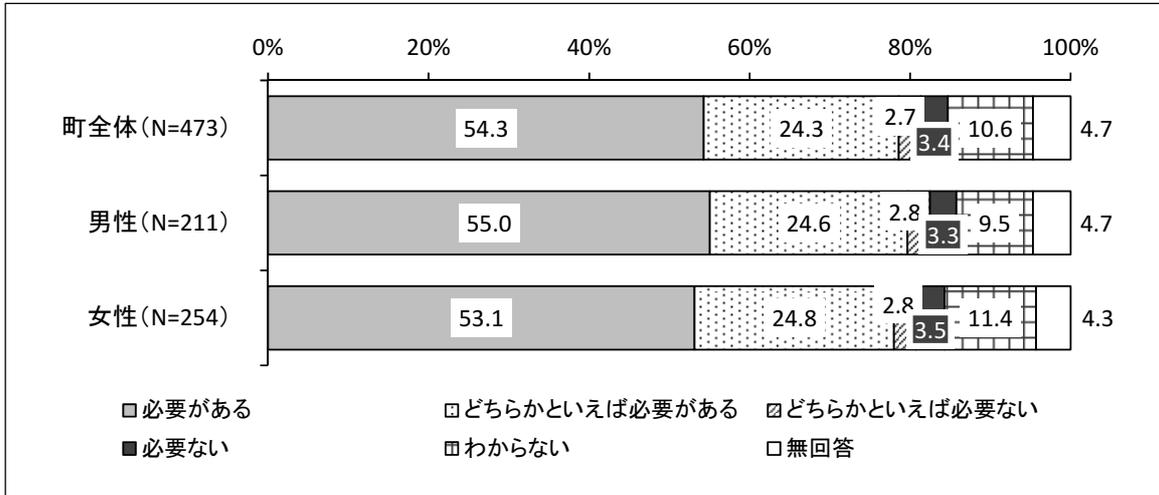
【図12】女性が働く上での障害（全体上位5位のみ抜粋）



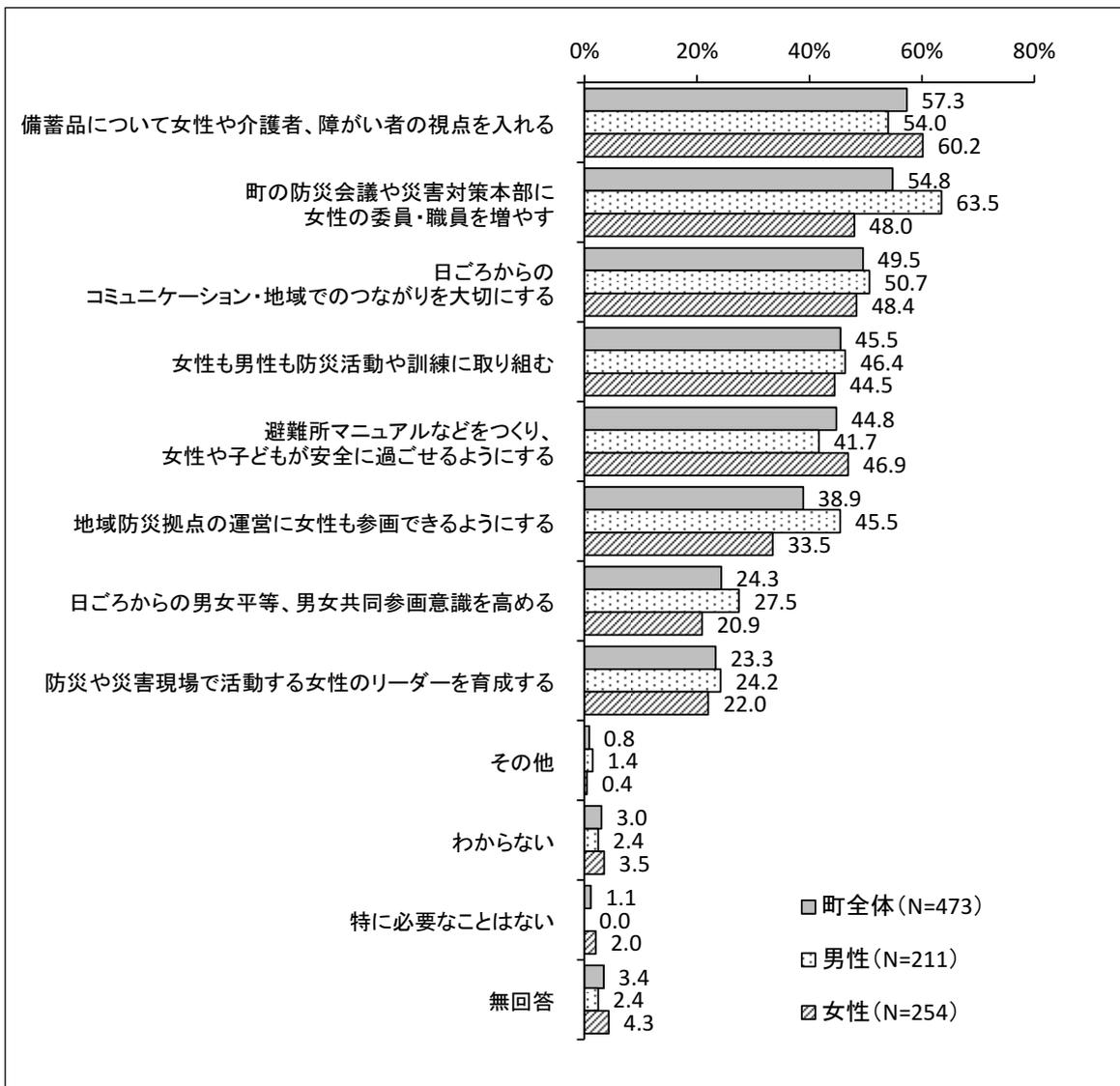
【図13】セクハラ



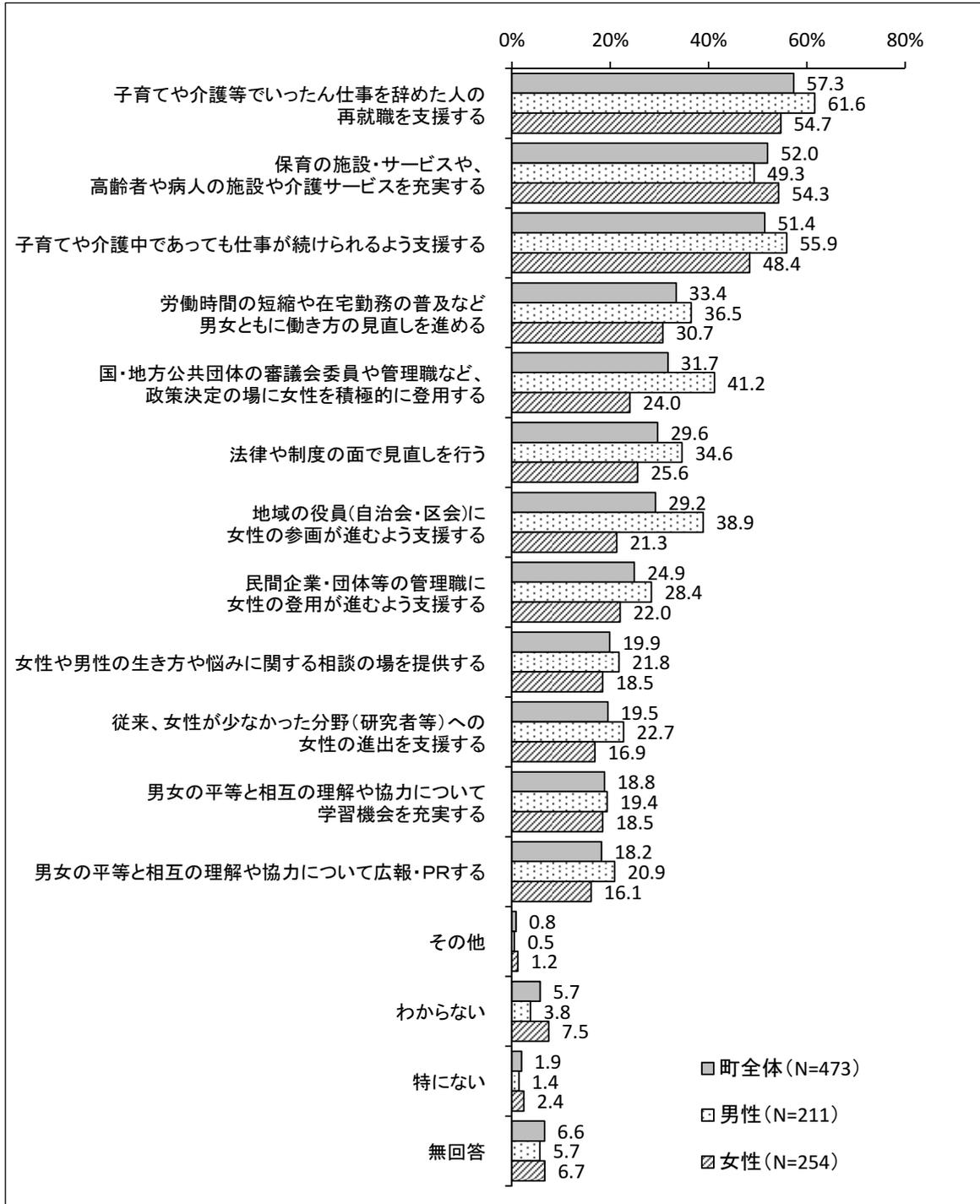
【図14】防災・災害復興対策における性別に配慮した対応



【図15】災害対策に必要な事項



【図16】男女共同参画社会を実現するための行政の取組み



施策の基本方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女の多様な価値観や発想が反映される町政を進めるために、町が設置する審議会や委員会等の政策・方針決定過程の場への女性の登用を推進するとともに、人材の育成を図ります。
 また、自治会や企業・事業所においても、女性の視点や意見が方針決定の場に反映され、多様な価値観に立った組織運営が図られるよう、女性の登用や参画の促進に関する情報提供や啓発に努めます。

具体的な取組み・事業		担当課
1	<p>町の審議会・委員会等への女性の参画促進</p> <p>審議会等における女性委員の登用状況を把握するとともに、女性委員の比率の引き上げ、女性のいない審議会等の皆減に努めます。</p>	関係各課
2	<p>地域における政策・方針決定過程への若い世代や女性の参画促進</p> <p>自治会、地域活動組織等に対し、政策や方針決定の場へ若い世代や女性の参画を促進するよう働きかけます。 特に、今まで若い世代や女性の参画が少なかった防災やまちづくり、環境分野などにおいて、政策や方針決定の段階から参画できるよう、さらに男女共同参画を推進します。</p>	関係各課
3	<p>女性の登用についての啓発及び情報提供</p> <p>企業や事業所などにおいて、男性中心の組織体制や性別固定的役割分担意識に対する見直しを促進し、意思決定の場へ女性の参画機会の提供が拡大されるよう、女性登用を進めるための啓発に努めます。</p>	観光課

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
審議会等委員への女性の登用率 <small>* 地方自治法に基づく審議会(第202条の3)・委員会(第180条の5)等における女性の登用状況</small>	18.7% (H27)	→ 30.0%
町職員の女性管理職の比率 <small>* 町の管理的職業従事者に占める女性の割合</small>	5.9% (H27)	→ 10.0%
地域における女性リーダーの比率 <small>* 区・自治会などで占める女性リーダーの割合</small>	3.3%	→ 10.0%



(2) 地域社会における男女共同参画の促進

地域活動に関する情報提供や活動の支援を行うことで、性別・年齢に関係なく、一人ひとりが持っている知識や経験を十分に発揮でき、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を持って、積極的に地域活動に参画・参加できる体制づくりに努めます。

具体的な取組み・事業		担当課
1	<p>地域活動に関する情報や機会の提供</p> <p>町民の地域活動への参画を促進するため、情報の提供に努めるとともに、性別にかかわらず、誰もが参加しやすい機会や場を提供します。</p> <p>特に、介護や防災、環境分野などは、日常生活の中で、女性が直接関与しているケースが多いので、積極的に活動に参加するよう促します。</p>	関係各課
2	<p>ボランティアスタッフ協力活動の推進</p> <p>地域の行事を始め、様々なイベントの企画・運営において、地域住民が得意分野で活躍してもらえる場となるよう、情報発信を工夫します。</p>	生涯学習課
3	<p>生涯学習人材バンクの充実</p> <p>「趣味発見のきっかけづくり」を目標として、さまざまな教室を開催しており、各種教室の講師の人材バンクの登録者を増やすよう努めます。</p>	生涯学習課
4	<p>男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備</p> <p>災害時の対応では、避難所の運営や生活物資の供給など、男女のニーズの違いを把握する必要があります。被災時の女性や高齢者などをめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を図ります。</p> <p>また、“災害時要援護者”と言われる高齢者、障害者、妊産婦、外国人なども参加できる防災訓練の実施を働きかけます。</p>	総務課
5	<p>異文化交流事業の推進</p> <p>国際化が進む中での男女共同参画を促進するため、互いの文化や価値観を理解し尊重し合える視点が持てるよう、異文化に触れる機会を創出し、国際交流への認識を深めるイベントを実施します。</p>	政策財政課

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
地域活動の場において、男女が平等と思う割合 <small>*町民アンケートで「男女平等になっている」と回答した割合</small>	32.3%	→ 50.0%
各種教室の講師の人材バンクの登録者数 <small>*各種教室の講師の人材バンクの登録者数(累計)</small>	10人	→ 20人
防災会議における女性の比率 <small>*防災会議に占める女性委員の割合</small>	17.1% (H24)	→ 30.0%

(3) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保【女性活躍推進計画】

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担意識を見直し、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図ります。

また、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆるハラスメントを防止し、男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる職場づくりに向けた意識啓発に努めます。

具体的な取組み・事業		担当課
1	各種労働関係法の雇用者・被雇用者双方への情報提供 男女雇用機会均等法をはじめとする法律や制度についての周知を図り、雇用条件・環境に関する啓発を、商工会等の関係機関と連携して行います。	観光課
2	職場における男女平等意識の啓発 職場における性別による格差を是正し、男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう、あらゆる機会や手段を活用した啓発を、商工会等の関係機関と連携して行います。	観光課
3	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発 セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の防止に関する取組み事例などの情報収集と提供に努めるとともに、事業者へ様々なハラスメント等の防止啓発を、商工会等の関係機関と連携して行います。	観光課

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
職場において、男女が平等と思う割合 <small>*町民アンケートで「男女平等になっている」と回答した割合</small>	16.1%	→ 30.0%
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の比率 <small>*町民アンケートで「セクハラを受けたことがある」と回答した女性の割合</small>	9.8%	→ 0.0%



(4) 女性の就労の場における活躍への支援【女性活躍推進計画】

平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）」の基本方針に準じて、男女を通じた働き方の改革を進めるとともに、育児・介護等を理由に働いていない女性や、責任ある地域での活躍やステップアップを希望する女性等の登用の促進に努めます。それにより、男女がともに多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力あふれる生産性の高い社会の実現を図ります。

具 体 的 な 取 組 み ・ 事 業		担 当 課
1	<p>女性職員の活躍の推進</p> <p>職業生活における男女間の格差の見直しなど職場風土改革に関する取組みを推進するとともに、「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を町として策定し、役場の女性職員に対する活躍の推進に関する取組みを実施します。</p>	総務課
2	<p>女性の再就職への支援</p> <p>出産や育児のためにいったん仕事を辞めた場合の再就職について、ハローワーク等の関係機関と連携して、職業紹介や就労情報の提供に努めます。また、再就職に役立つ知識や技術を身につける機会の提供に努めます。</p>	観光課
3	<p>農業・自営業における女性の参画促進</p> <p>農業や商工業など自営業における性別による固定的役割分担意識の解消のため、農業における家族経営協定の締結を促進したり、女性が経営や運営に参画し、待遇が確保されるよう情報提供を行ったりすることで、女性の労働条件等の労働環境の向上に努めます。</p>	農林課 観光課
4	<p>女性の起業活動に対する情報提供</p> <p>起業を目指す女性に対して、県や関係機関等が行う女性の就業支援制度や経営セミナー等の必要な情報提供を行います。</p>	観光課

【評価指標】

評 価 指 標	現 状 値 (H27)	目 標 値 (H37)
特定事業主行動計画の策定 <small>*女性活躍推進法に基づく町の特定事業主行動計画の策定</small>	未策定	策定 (H32)
家族経営協定締結農家数 <small>*家族経営協定を締結している農家の戸数</small>	6戸	10戸 (H32)

※ 家族経営協定とは …

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

(5) 仕事と生活の調和【女性活躍推進計画】

仕事と家庭生活を両立させることが、より豊かな人生を送るために大切であることを啓発するとともに、女性だけでなく、男性も育児・介護休業が取得できるよう企業・事業所及び町民に働きかけます。

また、男女とも家庭における育児や介護等の負担が軽減でき、ワーク・ライフ・バランスを促進できるように、子育て、介護、障害に関する福祉サービス等の充実に努めます。

具体的な取組み・事業		担当課
1	<p>ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進</p> <p>仕事と家庭生活の両立についての意識を高めるため、働き方や性別による固定的役割分担意識を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら暮らすことの大切さに関する啓発を、町のホームページや「広報 富士河口湖」、その他各種情報誌などのあらゆる媒体や機会を通じて行います。</p>	生涯学習課
2	<p>事業主や従業員に対する働きかけ</p> <p>女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、育児休業や介護休業等の制度について、町民や事業所などに周知を図り、制度の活用を働きかけます。</p>	生涯学習課
3	<p>町職員に対する育児休業・介護休業の取得の推進</p> <p>町職員に対し、育児休業や介護休業等について周知を図り、女性職員だけでなく、男性職員の取得に向けての推奨活動を行います。</p>	総務課 生涯学習課
4	<p>地域における子育て支援の充実</p> <p>『富士河口湖町 子ども・子育て支援事業計画』に基づき、つどいの広場、ファミリー・サポート・センターなどの充実に努め、地域における子育てを支援します。また、乳幼児親子が参加できる体験活動を展開していくとともに、育児相談の体制の充実に図ります。</p>	福祉推進課 生涯学習課
5	<p>多様なニーズに対応した保育サービス等の充実</p> <p>『富士河口湖町 子ども・子育て支援事業計画』に基づき、男女がともに働きながら安心して子育てができるよう、延長保育、ホリデー保育、病児保育、放課後児童クラブなど、各種保育サービス・児童の放課後の居場所づくりの充実に努めます。</p>	福祉推進課 生涯学習課
6	<p>介護体制の拡充及び介護者支援の充実</p> <p>『富士河口湖町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画』及び『富士河口湖町 障害者基本計画・障害福祉計画』に基づき、各種介護サービス、高齢者福祉サービス、障害者福祉サービスの充実に努めるとともに、介護している家族の心身の負担軽減のため、介護家族同士の交流や情報交換、相談体制の充実に図ります。</p>	福祉推進課 健康増進課

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
「ワーク・ライフ・バランス」の周知度 *町民アンケートで「ワーク・ライフ・バランス」を知っていると回答した割合	21.4%	→ 50.0%
「ワーク・ライフ・バランス」の実践度 *町民アンケートで「仕事、家庭生活、地域生活をともに優先している」と回答した割合	8.0%	→ 30.0%
男性の育児休業取得率（町職員） *町男性職員の育児休業制度を取得した割合	0.0%	→ 10.0%
産前産後における出産・育児にかかる休暇を男性職員が5日以上取得する割合（町職員） *町男性職員が産前産後に5日以上の特別休暇を取得した割合	0.0%	→ 10.0%
病児保育事業の利用者数（年間） *病児保育事業の年間利用者数	0人	→ 208人 (H31)
放課後児童クラブの登録者数 *放課後児童クラブの登録者数	332人	→ 391人 (H31)



【基本目標3】誰もが安心して快適に暮らしていけるまち

日々の生活は、心身の健康を軸に、安心・安全な生活環境で営まれています。これらが安定していない生活では、不安やストレス、危険を感じることもあるかと思えます。まずは、充実した生活を送るために心身の健康が欠かせないものであることを、住民に理解してもらうことが大切です。また、心身の健康や安心・安全な生活環境が損なわれる可能性がある場合には、早急に相談したり、支援を求めたりすることが、解決に向けて重要であることを周知しておく必要もあります。

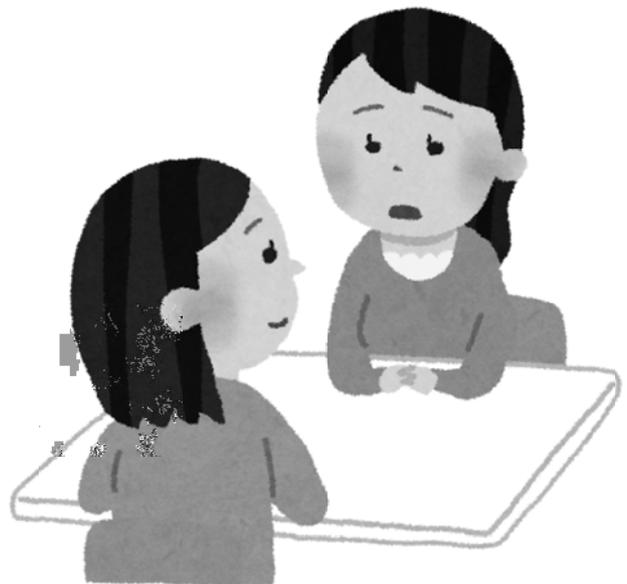
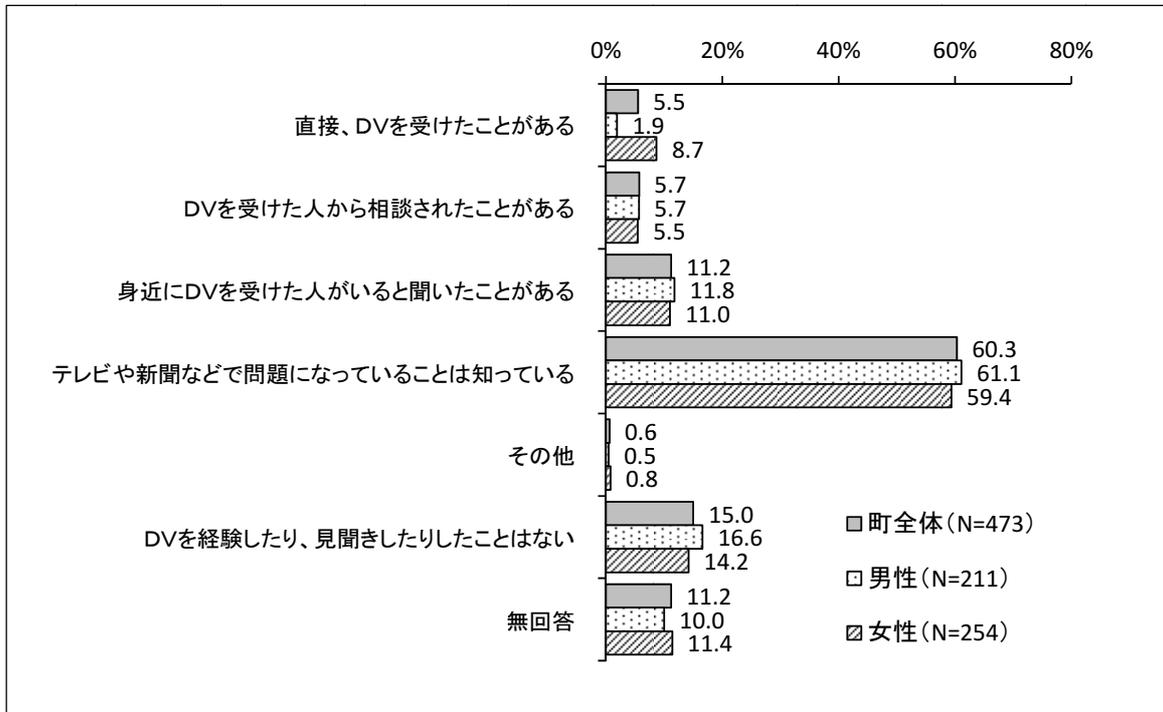
本町では、住民が心身の健康を維持できるよう、あらゆる健康づくりを提供したり、高齢者や障害のある方、ひとり親などへの支援を充実していきます。また、男女間における暴力の根絶に向けた意識改革や支援の充実を通じ、誰もが安心して快適に暮らしていけるまちを目指します。

現状と課題

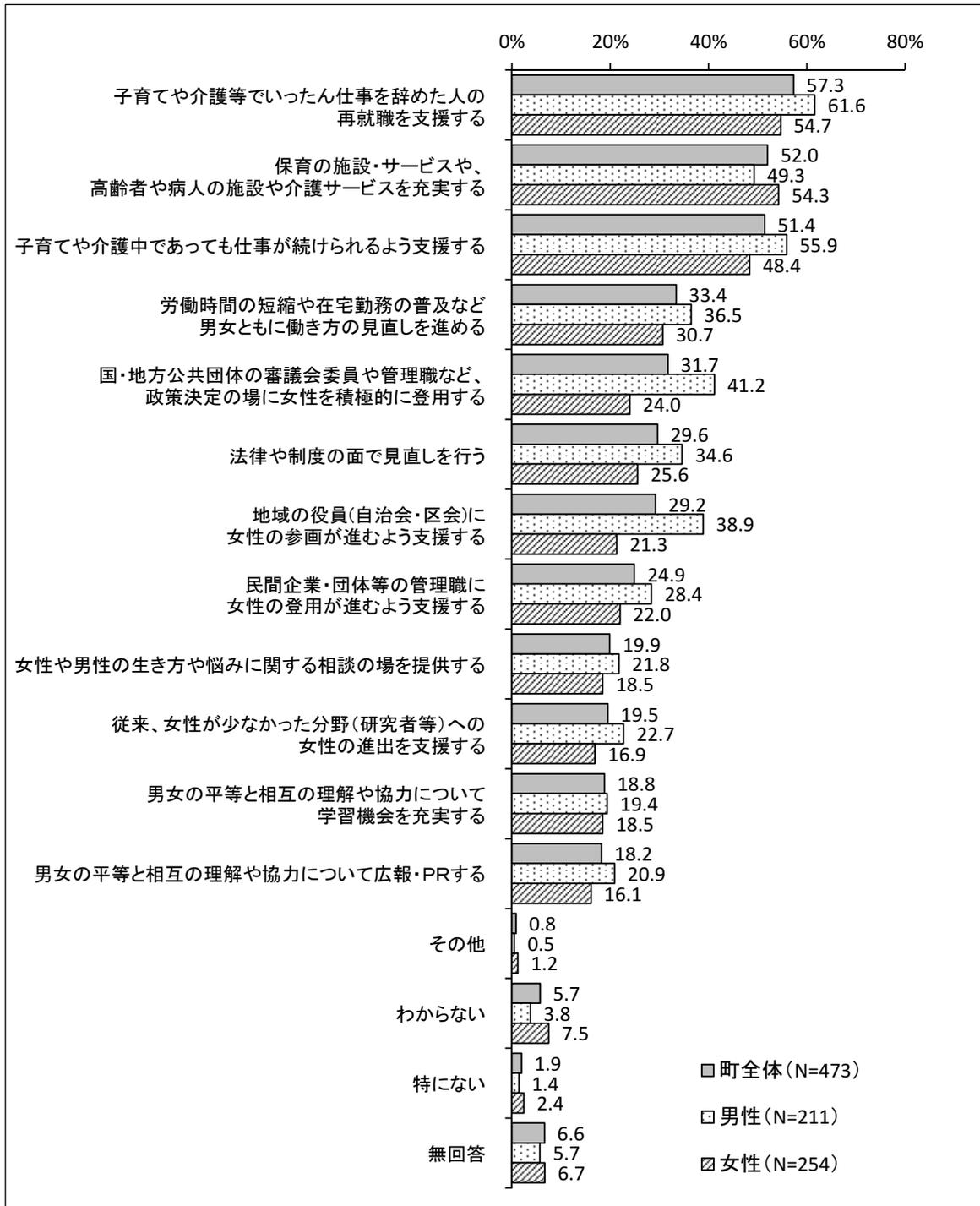
- **【DV】**「直接、DVを受けたことがある」人は5.5%と僅かではありますが、存在しています。また、「DVを受けた人から相談されたことがある」、「身近にDVを受けた人がいると聞いたことがある」と回答した人もいることから、判明している被害者は氷山の一角であるという意識をもち、DVの根絶と被害者の支援に、より一層注力していきます。また、DVが「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」という人は6割程度となっています。DVを他人事として捉えるのではなく、被害の予防や被害者の早期支援につなげるためにも、より多くの人にDVについて知ってもらう必要があります。【図17】
- **【男女共同参画社会を実現するための行政の取り組み】**「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が半数を超えて多くなっています。これらのことに対するニーズが高いことから、行政として企業に休暇制度や時短勤務制度などの充実を求めます。また、行政が実施している各種サービスの充実を図っていきます。【図18】（再掲）



【図17】DV



【図18】（再掲）男女共同参画社会を実現するための行政の取組み



施策の基本方向

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女がお互いの身体的特徴を理解し合い、対等な立場で、思いやりを持って生活していくことが重要です。特に、女性は、妊娠・出産時に女性特有の健康問題に直面することから、健康の重要性を十分配慮するとともに、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりや生活習慣病予防についての正しい知識を普及し、健康診査・各種検診等の充実を図り、町民の健康管理の促進に努めます。

具体的な取組み・事業		担当課
1	<p>健康に関する意識啓発の充実</p> <p>性別にかかわらず、子どもから高齢者に至るまでの幅広い世代に、健康づくりに関する知識や情報等を提供し、町民一人ひとりが自主的に生涯を通じた健康づくりを意識するよう啓発します。</p>	健康増進課
2	<p>ライフステージに応じた健康診査・各種検診</p> <p>妊婦健診、乳幼児健診、教育機関での定期健診、特定健診、生活習慣病健診、後期高齢者健診、各種がん検診など、ライフステージに応じた健康診査・検診等の充実を図るとともに、国民健康保険による人間ドック等も含めた健康診査の受診を推奨し、町民の健康管理の促進に努めます。</p>	健康増進課 学校教育課
3	<p>保健指導・健康相談の充実</p> <p>健康診断・がん検診を受けた方については、健診結果に応じて個別・集団指導を行うことで、自分の身体の状態を知ってもらい、日常の生活習慣を振り返る機会と生活習慣病予防等について指導を行います。</p>	健康増進課
4	<p>性と生殖に関する女性の健康と権利の普及・啓発</p> <p>男女ともに、お互いの身体的特性を十分に理解し、対等な立場で相手を尊重し、思いやりの心をもって接することのできる社会の形成を目指すため、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の実施や、家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が配慮されるよう啓発します。</p>	健康増進課 学校教育課
5	<p>男女共同参画に関するセミナーの充実</p> <p>一人ひとりが自分を大切にしながら、しなやかに生きていくことをサポートするために、生涯を通じた女性の健康づくりの視点から、男女共同参画に関するセミナーを開催します。</p>	生涯学習課

第2次ふじサンサンプラン

【評価指標】

評価指標	現状値 (H26)	目標値 (H37)
早期（妊娠 11 週以下）での妊娠届出率 *妊娠の早期段階(妊娠 11 週以下)で、妊娠届を提出した割合	82.3%	90.0%
特定健康診査の受診率 *町で 40 歳以上の国保加入者を対象に実施する特定健康診査の受診率	29.0%	60.0%
乳がん検診の受診率 *町で実施している乳がん検診の受診率	39.2%	50.0%
子宮がん検診の受診率 *町で実施している子宮がん検診の受診率	19.9%	50.0%

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶【DV防止計画】

あらゆる暴力を許さないという社会的認識を広く周知するとともに、女性に対する暴力が圧倒的に多いことを考慮しながら、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含んだあらゆる暴力防止への啓発と支援体制を促進します。

具体的な取組み・事業	担当課
ドメスティック・バイオレンス等の防止のための周知と啓発 ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、ストーカー行為等の防止を図るため、関連法令の趣旨や内容をリーフレット等で周知します。また、住民が自由に持ち帰れるように、DV等の相談窓口が掲載されたカードを本庁舎・生涯学習館の女性トイレに設置し、相談機関の周知に努めます。	生涯学習課
相談・支援体制の充実 被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の強化に努め、庁内の関係各課によるネットワークを整備するとともに、警察や県等の関係機関と連携を図りながら、効果的な対応に努めます。	生涯学習課
住民基本台帳事務における支援措置の実施 DV等による加害者が、住民基本台帳制度を不当に利用して、住民票等の請求をした場合に応じない措置をとります。	住民課

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがある女性の割合 *町民アンケートで「直接、DVを受けたことがある」と回答した女性の割合	8.7%	0.0%
DV被害者のうち、公的な相談窓口にご相談した比率 *町民アンケートで「公的機関に相談した」と回答した女性の割合	13.6% (22人中3人)	50.0%
DVの相談窓口を認知している割合 *町民アンケートで「相談先を知っている」と回答した女性の割合	— (アンケート未設定)	67.0%

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

性別や年齢、障害の有無等を問わず、あらゆる人が生きがいをもって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立って、相談体制の充実に努めるとともに、高齢者や障害者、ひとり親家庭の多様な社会参画や自立支援の一層の充実に努めます。

具体的な取組み・事業		担当課
1	<p>女性なんでも相談に関する相談体制の充実</p> <p>女性が、生活していく中で抱えている心配ごとや悩みを聞く相談所を設置し、女性相談員がその問題の助言や指導を行います。また、本庁舎・生涯学習館に住民に向けたリーフレットを設置し、相談体制の周知に努めるとともに、庁内の関係機関の連携が取れた相談体制を確立します。</p>	生涯学習課
2	<p>ひとり親家庭への支援</p> <p>低所得のひとり親家庭の就労支援や育児負担の軽減による生活安定につなげるため、児童扶養手当、ファミリー・サポート・センター助成金、ひとり親家庭等医療費助成等、経済的な自立や生活上の課題解消へ向けての支援を図ります。</p>	福祉推進課
3	<p>障害のある人への社会参画の促進</p> <p>性別にかかわらず、障害のあるすべての人が、自立や多様な社会参加の促進が図れるよう、手話通訳や点字等の情報保障の促進や、地域活動支援センターなどにおける活動への支援を行います。</p>	福祉推進課
4	<p>高齢者の生きがい活動・社会参加の促進</p> <p>男女がともに高齢者になっても、その知識や経験を生かした多様な参画の場づくりを進め、シルバー人材センターの育成や指導による就業支援、ボランティア活動等の社会貢献を促進し、いきいきと充実した生活が送れるよう支援します。</p>	福祉推進課
5	<p>介護予防サービスの充実</p> <p>性別にかかわらず、要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。</p>	健康増進課

【評価指標】

評価指標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
女性なんでも相談の周知率 *町民アンケートで「知っている」と回答した女性の割合	—	70.0%

第4章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

各事業の実施・進捗管理などは担当部署が責任をもって進めていくこととなりますが、男女共同参画がすべての人々に関わる事項であることから、部署間の密な連携や庁内全体として男女共同参画の意識の醸成・定着に努め、男女共同参画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

男女共同参画の推進にあたり、この計画ではいくつかの目標値を定めています。これらの目標値の達成に向け、担当部署が各事業の進捗状況や効果を点検・評価・検証し、必要に応じて事業の見直しを行います。また、目標値を定めた項目に関しても、定期的に達成状況を確認していきます。

3 国・県・関係機関等との連携

男女共同参画は全国的に推進されており、国や県、関係機関、企業、学校等、様々なところで取り組みが行われています。これらがそれぞれ単独で男女共同参画を推進していくよりも、互いに連携し、協力していくことで、より効果的・効率的に推進していくことが期待できます。本町としても、国や県と連携して行政としての働きを行うとともに、地域における関係機関や企業、学校等とも連携し、より広い範囲に男女共同参画の意識が醸成されるよう、努めていきます。



資料編

1 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

第2次ふじサンサンプラン

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧告して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

第2次ふじサンサンプラン

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄**（施行期日）**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会**（別に定める経過措置）**

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄**（施行期日）**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

2 男女共同参画社会に関する法律と目的

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成27年(2015年)8月28日に制定された、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための法律。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の目的と定義文

第一章総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(以下、省略)

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

雇用において男女とも均等な機会および待遇を受けるとともに、女性労働者が妊娠した場合には、妊娠中や出産後の健康を確保するための法律。

平成9年（1997年）6月に一部が改訂され、募集、採用、配置及び昇進について男女の均等な機会を与えるとともに、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇での差別扱いを禁止している。平成18年（2006年）6月15日にも改正され、①差別禁止規定の強化②妊娠・出産等を理由とする不利益扱いの禁止③セクシュアルハラスメント対策が強化されている。

◆雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の目的と定義文

第一章総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。
2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
 - 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
 - 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
 - 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。
- （以下、省略）

(3) ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)

平成12年(2000年)に施行された、ストーカー(相手につきまとい、精神的被害を与える者)に対してその行為を禁止する法律。

◆ストーカー行為等の規制等に関する法律の目的と定義文

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(以下、省略)

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年(2001年)10月13日に施行された、配偶者や恋人などからの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の目的と定義文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(以下、省略)

3 第2次ふじサンサンプラン策定経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 6 月 3 日	第 1 回 富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 (1) 計画策定スケジュールの説明 (2) 実態調査 調査票の検討
平成 27 年 6 月 26 日～ 平成 27 年 7 月 27 日	富士河口湖町 男女共同参画に関する意識と実態調査 実施 調査対象：富士河口湖町在住の 20 歳以上の男女 1,000 人 抽出方法：無作為抽出 調査方法：郵送配布・郵送回収（お礼兼督促状発送 1 回） 有効回収数：473 人（47.3%）
平成 27 年 9 月 3 日	第 2 回 富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 (1) アンケート結果報告について
平成 27 年 9 月 30 日	富士河口湖町男女共同参画計画策定にともなう庁内調整会議 出席した関係課：政策財政課、総務課、観光課、 健康増進課、福祉推進課、住民課、 生涯学習課、学校教育課、農林課 (1) アンケート結果報告について (2) 第 2 次ふじサンサンプラン 関連取組み・事業実施状況調査
平成 27 年 11 月 5 日	第 3 回 富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 (1) 計画の構成案について (2) 第 2 次プランに盛り込みたい施策について
平成 27 年 12 月 3 日	第 4 回 富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 (1) 計画素案（具体的な施策や取組み）について
平成 28 年 1 月 7 日	第 5 回 富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 (1) 計画素案（評価指標）について
平成 28 年 2 月 4 日	第 6 回 富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 (1) 計画素案（全体）について
平成 28 年 2 月 9 日～ 平成 28 年 2 月 26 日	パブリックコメント 提出された意見：0 件
平成 28 年 3 月 3 日	第 7 回 富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 (1) 計画案の承認 (2) 概要版について

4 富士河口湖町男女共同参画推進委員会 委員名簿

氏 名	備 考
渡 辺 節 子	委員長
流 石 千 賀 子	副委員長
外 川 信 夫	副委員長
倉 澤 秀	
小 西 貴 美 江	
小 林 千 代 子	
手 塚 輝 美	
外 川 貴 代 子	
野 崎 峯 子	
野 沢 光 子	
古 屋 浩	
堀 内 詠 子	
横 田 聖 美	
渡 辺 一 男	
渡 辺 克 美	

(五十音順：敬称略)

第2次ふじサンサンプラン (富士河口湖町男女共同参画計画)



<発行年月> 平成28年(2016年)3月

<編集・発行> 富士河口湖町 生涯学習課

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1754番地

T E L 0555-72-6053

F A X 0555-73-1358

E-mail syougai@town.fujikawaguchiko.lg.jp

